

令和2年度 生徒のしおり

鳴門市鳴門中学校

鳴門中学校校歌

作詞 宮本 村雄
作曲 若松 盛治

- | | |
|---|---|
| <p>1 天下の奇勝を朝夕ながめ
われらが胸にきたるもの
渦の気魄よ
勤勉の心ひとすじ
若い力をここに伸ばそう
ああ力の力の
われらが鳴門中学</p> | <p>2 時代の知徳を日ごとに学び
われらが胸に燃ゆるもの
自主の精神
協同の心たのしく
若い生命をここにみがこう
ああ光の光の
われらが鳴門中学</p> |
|---|---|

1 校訓 「自主」「協同」「勤勉」

2 教育目標

知・徳・体の調和のある発達を図り、個性豊かで、社会の変化に対応できる、広い社会性を身につけた生徒を育成する。

3 求める生徒像

- | | | |
|---------------------------------|-------|----|
| (1) 自ら学び、自分の行為に責任を持ち、主体的に生きる生徒 | ----- | 自主 |
| (2) 互いの人権を尊重し、よりよい集団の一員として生きる生徒 | ----- | 協同 |
| (3) 人としての生き方を追求し何事にも一生懸命取り組める生徒 | ----- | 勤勉 |

主要な行事予定

1 学期 (4～10月)	2 学期 (10～3月)
始業式・入学式・歓迎式 身体計測・健康診断・PTA総会 家庭訪問・交通安全教室 市中学校総合体育大会 授業参観・避難訓練 愛校作業・運動会 校内人権問題意見発表会 定期テスト 教育相談 文化祭 終業式	始業式・避難訓練 進路説明会・人権文化祭見学 高校入試・定期テスト 職場体験学習(2年) 修学旅行(2年) 鳴門市人権教育研究大会・人権フェスティバル 生徒会役員選挙 教育相談 新入生入学説明会 廃品回収 生徒会役員選挙 高校入試 卒業式 終了式・離任式

4 学習教科と年間授業時間数（週時間）

教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語	道徳	学級 活動	総合的 な学習	計
時間	1年	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1	1	29
	2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
	3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

5 日課表

	月・火・水・金曜日	木曜日
朝読書	8：05～ 8：25	
出欠確認	8：10	
朝の学活	8：25～ 8：35	
1	8：40～ 9：30	
2	9：40～10：30	
3	10：40～11：30	
4	11：40～12：30	
給食・昼休み	12：30～13：25	
5	13：30～14：20	
6	14：30～15：20	
清掃	15：20～15：35	14：20～14：35
帰りの学活	15：40～15：55	14：40～14：55
部活動	～18：30まで	

6 生活について

- (1) 8時05分までに登校し、静かに読書を始める。
- (2) 不必要な金銭・物品は持ってこない。（貴重品は担任に預ける）
- (3) 欠席や遅刻をするときには学校（TEL 687-1153）へ必ず連絡する。

7 校内生活

- (1) 学習
 - ① チャイムが鳴る3分前には席に座り、授業の準備や復習をする。
 - ② 授業中は学習に集中し、真剣に取り組む。
 - ③ 授業開始・終了時は委員長の号令で起立・礼・着席をする。
 - ④ 5時間目の移動教室においては、予鈴で移動する。
- (2) マナー
 - ① 友達・先生・来客にあいさつをする。
 - ② 廊下は静かに通行する。
 - ③ 友達と仲良く過ごし、お互いが気持ちよく生活が送れるようにする。
 - ④ 必要な時以外は1年生は2・3年生のフロアには行かない。2・3年生は1年生のフロアに行かない。また、他学級への入室についても同様とする。

8 校外生活

- (1) 日没後は、複数の生徒で下校する。
- (2) 友達の家での外泊は禁止する。
- (3) 見知らぬ人からの誘いや車には乗らない。（不審者に会ったときはすぐに110番）

9 水筒・携帯電話について

- (1) 学校持ち込みの飲み物は、必ず水筒に入れて持参する。
（水・お茶・スポーツ飲料可。ペットボトルは不可）
- (2) 携帯電話について
携帯電話の学校持ち込みは禁止。
※特別な事情がある場合は、担任に相談すること。
保護者へ連絡する場合は、校内の公衆電話を使用すること。

10 服装

		男 子	女 子
制 服	(夏)	白色開襟シャツと黒ズボン (標準服)	半袖セーラー服に紺色三角ネクタイ 紺のひだスカート
	(冬)	黒のつめ襟の上着に黒ズボン (標準服) 第1ボタンまでとめる	紺のセーラー服に白色三角ネクタイ 袖のホックはとめる 紺のひだスカート
バッジ・名札		バッジは右襟に校章，左襟に組章，名札は左ポケットにつける	
通学靴		白を基調とした運動靴（通学・運動に適した靴） <u>ひもは白色</u> ハイカット・デッキシューズは禁止	
体育館シューズ		学校指定のもの	
上 靴		学校指定のもの	
靴 下		白，黒色 ワンポイント可	
防 寒 着 手 袋 等		冬の季節に防寒着・ネックウォーマー・マフラー・手袋の着用を認める 校内では着用しない（体調不良の場合は担任に相談する） 座布団の使用を認める（膝掛けは認めない）	
頭 髪		中学生らしい頭髪にする 染色，脱色，ライン，ツーブロック，パーマ 編みこみ，お団子，片方に寄せてくくる等はしない。長い髪（肩にかかるぐらい）はくくる。	
まゆげ		故意に抜いたりそったりしない	

- (1) いつでも高校入試にいけるよう，常に身だしなみを整える。
- (2) 髪を束ねるゴムやヘアピンは，黒や紺など目立たない色とし，安全面に配慮したものとする。
- (3) カラーコンタクトレンズは，認めない。
- (4) スカートの丈の長さは膝にかかる程度とする。
- (5) 制服（夏用）の中着は白の無地もしくはワンポイントのみとする。バックポイントは認めない。
また冬用の中着は白・黒・紺などの派手でないものとする。
(制服の襟や袖から中着が見えないようにする)
- (6) 職員室へ入室するときは，カバンなどは持って入らない。
冬は防寒着・マフラー等を脱いで入ること。
- (7) スカーフを忘れた場合は，学年団の先生に伝えて貸してもらう。
- (8) 服装などが，違反をしている場合は直してから教室に入る。
- (9) カーディガンやスエットは風を通すような材質（毛糸や綿）のため防寒着としては認めない。
- (10) 靴下はくるぶしが隠れるものとする。ライン入りは認めない。

< 本校の服装 >

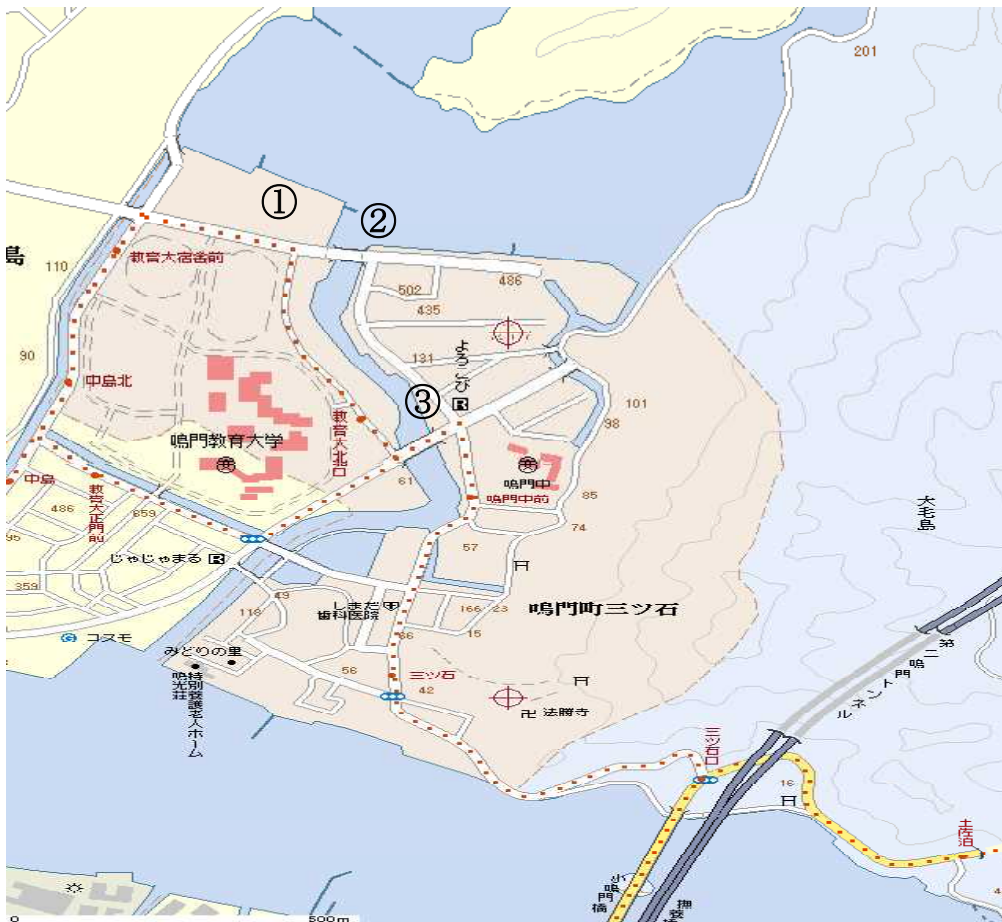


1 1 交通安全

- (1) 交通ルール・マナーを守り交通安全に心がける。
- (2) 自転車運転時には、必ずヘルメットを着用する。
- (3) 安全点検をする。(ブレーキ・ライト・ハンドル・サドル等)
- (4) 並進・二人乗り・手放し運転・ジグザク運転等の危険な走行はしない。
- (5) 日没後は必ずライトをつける。
- (6) 雨天時はカッパを着用すること。傘さし運転はしない。
- (7) 自転車の改造は禁止する。(ハンドル・ハブステップ等)
- (8) 自転車には必ず荷台をつけておくこと。(通学かばんは荷台にくくる)
- (9) 安全に配慮し、通学用カバンやサブバッグにストラップ等はつけない。
- (10) 必ず防犯登録をしておくこと。
- (11) 指定のステッカーを貼ること。
- (12) 登校時自転車に鍵をし、各自で保管すること。
- (13) ヘルメットは教室に持ち上がり、ロッカーで管理すること。
- (14) 違反をした場合は、1週間の自転車通学禁止、1週間の部活動停止、反省文、及び奉仕活動を行なうものとする。
(平成27年生徒会中央委員会にて決定)

* 徳島県の「自転車の安全で適正な利用に関する条例」により、ヘルメットの着用が「努力義務」となりました。学校の登下校以外でも自転車に乗るときはヘルメットを着用するようにしましょう。

1 2 通学路（注意箇所）



登校時は①のところを右折し、左側通行。

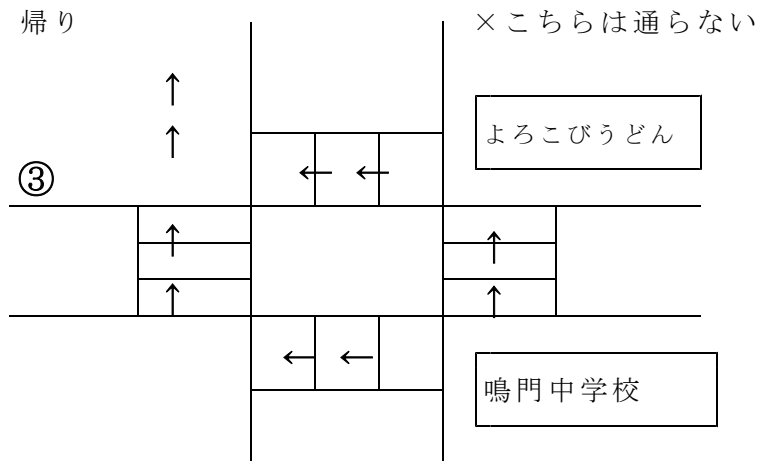
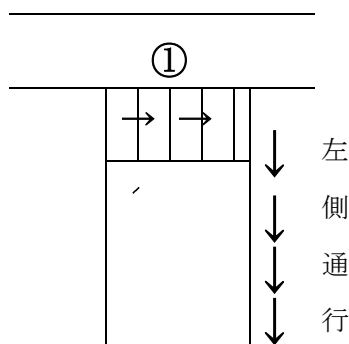
（②を右折する道は民家が多く、朝は車庫から道に出る車との接触が心配されるため、登校時は通らない。）

下校時は③を右折し、左側通行。

（登校時に使用した道は街灯が少なく道も暗いので、下校時は通らない）

朝

帰り



1 3 その他

(1) 体調が悪くなり、保健室を利用する場合は必ず教科担任の先生へ報告する。

保健室の利用は原則1時間のみである。

体調が良くならない場合は早退する。

(2) 朝読書の時間に読む本で、漫画・雑誌・携帯小説は禁止する。

中学生として自分を高めていけるような本を自分で用意しましょう。

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は鳴門中学校生徒会という。

第2条 本会は鳴門中学校生徒で組織する。

第3条 本会は生徒の自主的精神に基づく自治活動によって、学校生活の改善を図り、よりよい伝統をつくるとともに、中学生として、望ましい生活態度を目的とする。

第4条 前条の目的を果たすために、次の活動を行う。

- (1) 学校の種々の行事に協力し、参加する活動
- (2) 全校生徒の生活改善や福祉をはかる活動
- (3) 各学級生徒会の活動との連絡や調整をする活動
- (4) その他生徒会の目的を達成するために必要な活動

第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 書記長 1名
議長1名 執行委員 若干名

第6条 本会の役員の選出は次の通りとする。

会長は第2学年、副会長は第1学年で、5名以上の会員の推薦により立候補のうえ、会員全員で選挙する。

立候補者の中から、選出し会長の承認を得る。

各役員の任期は2月より1月までの1年間とする。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は生徒会を代表し、本会の運営をはかり、生徒議会（中央委員会）の決議事項を実施する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長不在などのときには、その代理をする。
- (3) 書記長は生徒会活動全般の事務を担当する。
- (4) 議長は中央委員会の会議の司会者となる。
- (5) 執行委員は、生徒会の円滑な運営のため活動をする。

第3章 機関

第8条 本会の活動機関は次の通りとし、それぞれの活動の連絡・調整をはかる。

- (1) 生徒総会
- (2) 生徒議会（中央委員会）
- (3) 専門委員会
- (4) 学級生徒会

第9条 本会活動機関の構成員及び役員の任期は4月より翌年3月までの1年間とする。各機関の役員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は前任者の残任機関とする。

第10条 本部役員は、それぞれの役職を兼ねることはできない。

第11条 生徒議会（中央委員会）は学級生徒会代表（代議員）と専門部の代表及び本部役員からなる。

第4章 生徒総会

第12条 生徒総会は每学期1回、会長が招集して開く。ただし、生徒議会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上要求があったときはこれを開くことができる。

第13条 生徒総会は次のことを行う。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 生徒会の目的達成に必要な事項の決定及び承認

第14条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し、生徒総会の決定は出席全員の過半数で決める。

第5章 生徒議会（中央委員会）

第15条 生徒議会は、各学級の学級委員長、各専門委員長、生徒会本部役員によって構成する。

第16条 生徒議会には議長を1名置く。

議長は生徒議会の司会者となり、下記17条の審議にあたる。

第17条 生徒議会は次のことを行う。

- (1) 会長及び専門委員会から提出された事項の審議・決定。
- (2) 各学級生徒会及び議長から提出された事項の審議・決定。
- (3) 急を要する事項について生徒議会に代わる決議。

第18条 生徒議会の会議は毎月1回、議長が招集して開く。ただし、会長の要求があった場合。学級委員長・専門委員長の3分の2以上の要求があった場合これを開くことができる。

生徒議会の決定事項は、学校長の承認を得てから、全員に知らせる。

第19条 生徒議会の会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、決議は多数決による。

第6章 専門委員会

第20条 本会の活動を有効にし、円滑をはかるため次の専門委員会を設ける。

- (1) 生活安全委員会
- (2) 体育委員会
- (3) 環境美化委員会
- (4) 図書委員会
- (5) 放送委員会
- (6) 保健給食委員会
- (7) 人権委員会

第21条 各専門委員会の構成は各学級生徒会で選出する。

第22条 各専門委員会には各専門委員会には委員長1名、副委員長1名、書記1名の役員を置く。

第7章 学級生徒会

第23条 各学級ごとに、学級生徒会を組織し、学級としての独自の問題を協議し、自主的に活動するとともに、生徒議会の活動に協力する。

第24条 学級生徒会には委員長1名、副委員長男女1名の役員をおき、任期は1学期期間とする。

第25条 学級生徒会の役員は、代議員として、生徒議会（中央委員会）に出席し、学級から提出された議案を審議し議決して、学級生徒会でその結果を報告する。

第26条 学級生徒会は、学年共通の問題を協議し、各学級生徒会の連携と調整をはかるために、学年生徒会を設け、必要に応じて学級の役員が参加し、審議し、決議する。

第8章 経理

第27条 本会の経費は、会費及びその他を持ってまかなう。

第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第9章 顧問教師

第29条 各会各機関の会議には顧問教師の出席を必要とする。

第10章 学校長

第30条 本会則は学校長から委任された範囲で実施する規定である。
本会議の決議事項および活動は学校長の許可がなければならない。

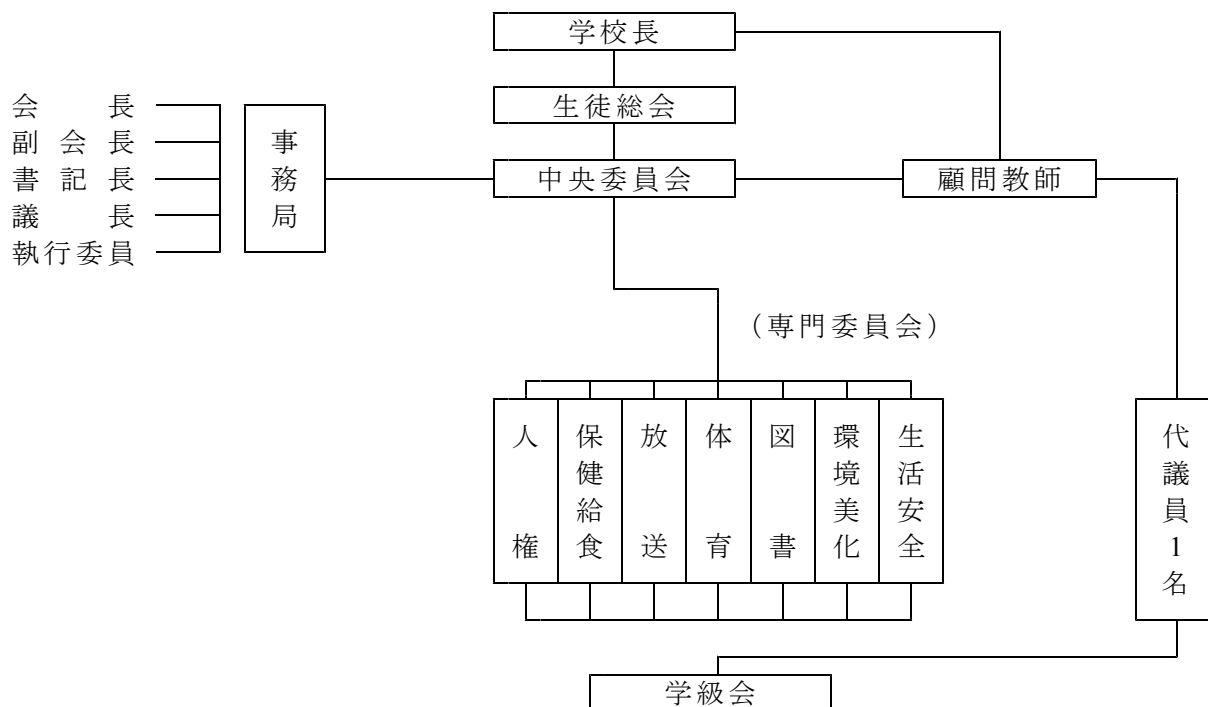
第11章 付則

第31条 本会則の改正は、中央委員会の過半数で発議され、生徒総会の過半数の賛成があれば、改正することができる。

生徒会目標

自ら学び行動する鳴中生

生徒会組織



※生徒議会 = 中央委員会

代議員 = 委員長

各専門委員会の活動

1 生活安全委員会

- (1) 風紀・服装・校内外生活全般に関する活動を行う。
- (2) 自転車の整理整頓・点検をする。
- (3) 交通ルール・マナーの遵守を呼びかける。

2 環境美化委員会

- (1) 花壇・プランターの水やり，花の植え替えをする。
- (2) ゴミ袋の準備をする。
- (3) 清掃道具の整備営繕
- (4) 校舎内外の営善活動を行う。

3 図書委員会

- (1) 図書の整理貸し出し・返納・修理にあたる。
- (2) 図書室の管理・運営
- (3) 読書習慣の高揚をはかる。

4 保健給食委員会

- (1) 保健衛生に関する広報活動を行う。
- (2) 傷病者の世話をする。
- (3) 給食に関する活動を行う。

5 放送委員会

- (1) 校内放送の編成と充実
- (2) 行事のときの放送原稿の準備を行う。
- (3) ランチタイムの放送を担当する。

6 人権委員会

- (1) 人権問題解決のために，啓発活動を推進する。
- (2) 人権尊重の立場から学校生活の点検をする。
- (3) 人権問題意見発表会の企画運営
- (4) 人権ポスター・標語の掲示をする。

7 体育委員会

- (1) 運動会の準備・運営を中心に行う。
- (2) 運動場の整地等（草抜き）を中心に行う。
- (3) 球技大会の企画・運営を行う。

県の鳥

しらさぎ

県下では、小松島市立江市を中心として多くせい息しています。サギ類は、湿地や水辺にある森林や竹やぶなどにせい息・繁殖場所としています。

しらさぎの美しい純白の姿は平和のシンボルとして県民に親しまれています。

(昭和40年・県指定)

県の花

すだちの花

みかん科に属し、毎年5月中旬ごろ白く小さい花を、いっせいに咲かせます。古くから徳島県に生育し、果実は、さわやかな味覚で親しまれ、県の特産品になっています。

(昭和49年・県指定)

県の木

やまもも

初夏に赤く熟し、甘酸っぱい味覚で私たちを楽しませてくれるやまももは、生産量・品質ともに日本一です。

藩政期には御禁木として保護されていました。やせ地にもよく耐え、被害虫や公害にも強いので街路樹などにも用いられています。

(昭和41年・県指定)

鳴門市民歌

1 雲上がり 光さやけく
明けそめし 新生の都市
観光と文化の使命
鳴門 鳴門 我等が鳴門
ああ誇りあり 我等が鳴門

2 市民みな 心ひとつに
歓びて 故郷讃う
海山は 永遠に美し
鳴門 鳴門 我等が鳴門
ああ栄えあり 我等が鳴門

3 黒潮の 集まりよせて
瀬戸わたる 渦のひびきに
若人の たぎつ雄心
鳴門 鳴門 我等が鳴門
ああ壮なり 我等が鳴門

あいさつについて

あいさつは「されるものではなく するもの」

レベル5のあいさつを目指しましょう。

レベル0	相手が「おはようございます」と言ってきたが 無視 をした。
レベル1	相手が「おはようございます」と言ってきたので 軽くお辞儀 をした。
レベル2	相手が「おはようございます」と言ってきたので 「おはようございます」と言って お辞儀 をした。
レベル3	自分から「おはようございます」と言って 目を見て お辞儀をした。
レベル4	自分から 立ち止まって 大きな声で「おはようございます」と言って 目を見て お辞儀をした。
レベル5	自分から 立ち止まって 大きな声で「おはようございます」と言って 目を見て 笑顔で お辞儀をした。

相手からのあいさつに答えるのは、返事です。自ら行って初めてあいさつになるといえます。レベル3があいさつのスタートラインと思ってください。

気持ちのいい中学校生活を送るため、また、社会に出たときに困らないよう、マナーを身につけましょう。

あいさつの声の大きさは相手との距離を考えてボリュームを調整します。

- ・授業や行事などでは、しっかり声を出し返事をする。
- ・廊下などで相手とすれ違うときは、相手に聞こえる大きさに声を出す。
- ・遠く離れているときは、相手に視線を向けて黙礼をする。
- ・部活動では、どんなときも積極的に大きな声を出す。
- ・外来者には、あいさつに笑顔を重ねるよう丁寧にあいさつする。

礼の形

礼は視線と体を相手に向け、腰をくの字に折るようにします。折る深さは、その場の状況に合わせて行います。

最敬礼（最も丁寧な礼）	45度に腰を曲げる
敬礼（普通の礼）	30度に腰を曲げる
会釈（軽い礼）	15度に腰を曲げる

保護者の皆様

防寒着の着用について（お知らせ）

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。日ごろは、本校教育のために御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月も下旬となり、日中は暖かいものの徐々に朝夕の冷え込みが厳しくなってきました。特に、登下校時には防寒着が必要であると思います。

つきましては、本校の防寒着については、次のようにさせていただいております。各自で調整の上、ご周知くださいますようお願いいたします。

- 登下校及び校外活動時のみ防寒着の着用を認める。
 - ・ 防寒着として認めるものは、ウィンドブレーカー等の上着及び手袋、マフラー（ネックウォーマー）とする。ただし、マフラーは極端に長いものは、危険防止のため禁止する。またベンチコートなどの丈が長い防寒着に関しては、通学に支障を来す恐れがあるので禁止する。
 - ・ イヤーウォーマー（耳当て）、帽子等は着用しない。
 - ・ 華美なものはさける。また、わざわざ新調せず、部活動で使っているものがあればそれを利用するのが望ましい。
 - ・ 校舎内では着用しない。
 - ・ 登校したら教室前廊下で脱いで、ロッカーに入れて保管すること。
- 寒いときは、原則として、できるだけ制服の下に重ね着をして調節する。
 - ・ ウールで薄手の物などを間着として着用する。
 - ・ 重ね着で制服の着用状況が悪くならないように注意する。
 - ・ タートルネックのように制服の襟元からはみ出す衣類は着用しない。また、制服のボタンが留められない衣類の着用やフード付きの衣類は禁止。
- 女子のストッキングは黒色とする。
- 防寒着の着用は原則、翌年の3月までとする。

保護者の皆様へ

学校への水筒の持参について（ご連絡）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。今年度も鳴中教育推進のために、ご支援・ご協力をいただきますようによりしくお願い申し上げます。

さて、学校生活における水分の摂取についてですが、衛生面から、生水はできるだけ飲まないようにすることが望ましいと考えます。また、熱中症に対する予防措置の観点からは、水分だけでなく塩分等も適度に補給できることが望ましいようです。

つきましては、次の要領で学校への水筒の持参を許可いたしますので、各ご家庭におかれまして必要に応じてご準備をお願いいたします。

水筒持参について注意事項

- (1) 一年間を通して、水筒の持参を認めます。
- (2) 水筒の中身は、水・お茶・スポーツドリンクのいずれかとしてください。
- (3) 水筒の管理は生徒各自とします。

なお、ペットボトルについては、ゴミ処理の関係上禁止しています。

ご協力をお願いします。

保護者の皆様へ

生徒の携帯電話所有について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

日頃は本校の教育活動にご理解・ご支援を賜り誠にありがとうございます。今年度も鳴中教育推進のために、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、標記の件につきまして保護者の皆様に本校の指導方針をお知らせ致します。ここ10年で携帯電話は急速に普及するとともにその機能・性能も驚くべきスピードで進化を遂げています。そして、携帯電話が浸透するにしたがい、生活は大変便利になってきました。しかし、その一方で携帯電話が関係する事件やトラブルは増加の一途をたどっています。特に青少年が関係した問題の中には、心身が傷つき、命にまで関わるような深刻かつ重大な事態を引き起こしているケースも少なくありません。このような諸問題に対処・予防する社会的基準や規制の確立は立ち後れているのが現状です。

このような社会の状況をふまえ、本校では、生徒の携帯電話の所持並びに持ち込みにつきまして、以下のような指導方針で対応させていただきたいと存じますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

携帯電話に関する指導方針

- 1 生徒が携帯電話を所有している場合には、その使い方について家庭でよく話し合いを行い、家庭でのルール作りをお願いします。
 - ・電話番号やメールアドレス（本人、友達）といった個人情報の扱いには特に留意するようご指導ください。
 - ・携帯サイトへの軽はずみなアクセス、書き込み等行わないように、フィルタリング等の保護措置を行ってください。
- 2 携帯電話の学校への持ち込みは**原則として禁止**させていただきます。
校内で発見した場合、その場で預からせていただき、保護者連絡の後、原則保護者に返却致します。連絡手段としては、学校では公衆電話を設置してありますのでご利用ください。

※なお、特別な事情がある場合には、学級担任にご相談ください。

※申請書は毎年提出してください。

入 部 届

鳴門中学校長 殿

私は、鳴門中学校 _____ 部に入部したいので、許可くださるようお願いいたします。

入部後は、規則（校則・交通規則）を守り、部員としての自覚を持って一生懸命活動していくことを誓います。

令和 年 月 日

鳴門中学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日

保護者 氏名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

学級担任確認 氏名 _____ 印

部活動顧問承認 氏名 _____ 印

非常災害発生時の登校について

日頃は、本校の教育発展のために、御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、各種警報発令時の登校について、次のようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 午前7時の時点で「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」又は何らかの「特別警報」(大雨特別警報など)が発令中の場合は、自宅待機とします。

ただし、午前10時以前に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」又は「特別警報」が解除され、通学に危険のなくなった場合は、午後から授業を行います。その場合は昼食を済ませて安全に留意して登校させてください。

2 大雨警報・洪水警報等は原則として休校にはなりません。

ただし、生徒の安全を第一と考えていますので、各家庭で地域の状況に応じて対応し、欠席や自宅待機の場合は、学校にご連絡ください。

3 午前7時の時点で「津波警報」や「大津波警報」が出ている場合は、臨時休校とし、翌日は原則自宅待機とします。

登校後に地震が発生し「津波警報」や「避難命令」などが発令され避難する必要がある時は学校東の高台(トムソーヤの丘)または鳴門教育大学に避難することにしていきます。

ご家庭でも避難場所等について話し合っておいてください。

4 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とし、翌日は原則自宅待機とします。

登校中の場合は、通学路の安全に留意しつつ中学校に登校しますが、発生時、自宅が近い場合や、適切な避難場所が近くにある場合には、無理に学校へは向かわず、自宅及び避難所に向かうこととします。その場合、できるだけ早く所在を学校に連絡してください。

鳴門中学校 自動販売機利用規程

1 自動販売機設置の目的

- ①熱中症対策として
 - ・部活動時等の水分補給として、緊急時に対応できる。
- ②緊急時の食料対策として
 - ・地震等の時には、自動販売機内の飲料・食料を活用できる。
- ③部活動補助として
 - ・日本中学校体育連盟の協力により、中体連や学校に売り上げに応じて補助があり、活用することができる。

2 利用規程

- ①学校登校時の生徒の利用について
 - ・学校へ登校する際は、現金の持ち込みを禁止している。
 - ・水筒等での飲料水（麦茶・スポーツドリンク等）の持参を許可している。以上のことから、学校登校日の生徒の利用は原則禁止とする。
- ②部活動時の生徒の利用について
 - 土日・長期休業中の部活動時については、長時間に及ぶ場合もあり、顧問の許可がある場合は使用可とする。
- ③部活等で来校した他校生の利用について
 - 他校の生徒の利用については、引率者の判断によるものとする。
- ④保護者・来校者等一般の方
 - ルールを守って使用していただく。

利用時のルール

- ・学校の自動販売機で購入したペットボトルは横のゴミ箱に廃棄する。
- ・ほかの場所で購入したものの空き容器・ゴミは捨てない。
- ・購入したものは、歩きながら飲食しない。
- ・体育館への持ち込みは禁止とする。
- ・以上のルールが守れなかった場合には
 - 1 タイマーをセットするなどして、使用時間を制限する。
 - 2 自動販売機自体を撤去する。
ことを検討する。